

大和市教委告示第17号

大和市教育委員会表彰規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年9月29日

大和市教育委員会

教育長 柿本隆夫

大和市教育委員会表彰規程の一部を改正する規程

大和市教育委員会表彰規程（昭和55年大和市教育委員会告示第14号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「大和市教育委員会（以下「委員会」という。）所管の」を「本市の教育の振興等に貢献し、又は教育上他の模範となった」に、「ことを目的」を「もの」に改める。

第2条中「1」を「いずれか」に改め、同条第1号中「若しくは」を「又は」に改め、同条第3号中「委員会」を「大和市教育委員会」に改める。

第3条を次のように改める。

（大和市教育委員会表彰候補者審査会）

第3条 この規程による表彰の対象となる候補者を選定するため、大和市教育委員会表彰候補者審査会（次項において「審査会」という。）を置く。

2 審査会の組織、運営等については、教育長が別に定める。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。